

免税店 への登録や、キャッシュレス決済 導入!

※令和6年4月1日以降の経費も対象(キャッシュレス決済導入促進助成)

徹底強化

助成金

上限10万円

(事業所)

売上げUP!

インバウンド
販促に!

支給割合
10/10

交付申請期限 令和7年1月31日(金) ※締切日当日消印有効

※交付申請後、実績報告申請を行う必要があります。実績報告申請期限:令和7年2月28日(金)

キャッシュレス決済導入促進助成金の概要

■対象となる事業者

福井県内の事業所において、令和6年4月1日以降に新たに機器を整備・運用するキャッシュレス導入事業者

※対象事業者は事業所単位で申請可

■助成金支給額 上限10万円/事業所(支給割合10/10)

※1事業所につき、1回限り

■対象となる経費

- ・キャッシュレス決済端末本体機器(ソフトウェアインストール用のタブレット、スマートフォン等)購入費
- ※クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済など、一般的な購買に繰り返し利用できる、国内外において広く利用可能な電子的な決済手段を提供できる機器であること
- ・付属品(暗証番号入力用のキーパッド、電子マネー決済用の非接触リーダライタ、QRコード・バーコードリーダ等)購入費
- ・その他キャッシュレス決済関連機器購入費
- ・設置費用
- ・インターネット回線の開設に要する工事費
- ・キャッシュレス決済を提供する事業者に支払う決済手数料(令和6年4月以降にかかった分に限り)

[対象とならないもの]

- ・リースおよびレンタル料にかかる経費
- ・1つの決済端末につき、同一の機能を有すると認められる機器等が複数台ある場合、その2台目以降の備品購入費
- ・令和6年4月以前に導入したキャッシュレス決済にかかる費用および既存機器の更新費用
- ・決済事業者の割引、ポイント利用等により実際の支払が生じていないもの
- ・支払いにかかる振込手数料 ・国、県またはその他の機関の補助を受けるもの
- ・割賦支払によるもの ・公租公課(消費税)
- ・その他、本事業の目的・趣旨から適切でないことと福井県及び事務局が判断するもの

一般免税店の登録・導入促進助成金の概要

■対象となる事業者

一般消費税免税店としての許可を税務署から受け、令和6年7月26日以降に免税店の登録・導入を新たに実施した県内に所在する事業者

※対象事業者は事業所単位で申請可

■助成金支給額 上限10万円/事業所(支給割合10/10)

※1事業所につき、1回限り

■対象となる経費

- ・免税電子手続機器(専用レジ、パスポートリーダー、ソフトウェア等)等の導入経費
- ・免税対応にかかる通信回線の開設や配線整備
- ・免税販売開始のための専用アプリ登録費や税理士手続き代行費
- ・特殊梱包に必要なダンボール箱や袋
- ・免税対応を告知するための経費(ポップや案内看板等)
- ・その他新規免税店環境整備に必要と認められる経費

[対象とならないもの]

- ・既存機器の更新
- ・令和6年7月26日より前に契約・購入したもの

申請は郵送または専用ホームページからのオンライン申請となります。
詳しくは専用サイトでそれぞれの要項をご確認ください。

福井県インバウンド 受入環境整備事業
一般免税店の登録・導入促進助成/キャッシュレス 決済導入促進助成
[運営] 福井県インバウンド受入環境整備事業 事務局
福井県福井市板垣3-1510(株式会社ウララコミュニケーションズ内)
TEL.0776-36-4060
(受付時間 平日10:00~18:00 ※土・日・祝 年末年始は除く)
✉ info@fukui-inbound-seibi.com

コチラから!



QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です